

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市都心のみどりづくり方針（仮称）策定業務
発 注 課	建)みどりの推進課
選 定 事 業 者	株式会社 K I T A B A
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市都心のみどりづくり方針（仮称）策定に係る業務の履行にあたっては、みどりの保全、創出、活用についての広範囲かつ高度な知識と経験及び技術力が必要である。</p> <p>また、本方針は令和2年3月に改訂した第4次札幌市みどりの基本計画の内容を一部引き継いでいるため、平成29年から令和元年度に実施したみどりの基本計画改定業務を履行した当該業者と令和2年度においても契約を締結し、同者は業務を良好に履行した。</p> <p>本業務は、令和2年度の業務と密接に関連する継続性の高い業務であり、検討委員会の検討経過を含めその内容を熟知していることが必要不可欠である。これを熟知する当該業者のみが、方針検討等の業務を円滑かつ確実に実施することができる。</p> <p>このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年4月6日